

JIS

印刷用語—取引関連

**JIS Z 8124 : 2000
(JFPI/JSA)**

(2007 確認)

平成 12 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人 日本印刷産業連合会 (JFPI)/財団法人 日本規格協会 (JSA) から工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申し出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成12.12.20

官報公示：平成12.12.20

原案作成者：社団法人 日本印刷産業連合会 (03-3553-6051)

財団法人 日本規格協会 (03-5770-1573)

審議部会：日本工業標準調査会 一般機械部会 (部会長 岡村 弘之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者 又は 工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 [03-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

印刷用語—取引関連

Z 8124 : 2000

Graphic arts—Glossary—trading terms

1. 適用範囲 この規格は、印刷の取引関連に使用される用語及び定義について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 8305 活字の基準寸法

3. 分類 用語9分類は、次による。

- a) 全般
- b) プリプレス
- c) 印刷
- d) 印刷物加工

4. 用語及び定義 この規格の用語及び定義は、次による。

なお、参考として対応英語を示す。

備考1. 用語の中で、括弧内の漢字はその直前の平仮名の意味を表す。

2. 用語の中で、用語の末尾に括弧内に平仮名で示したものは用語の読み方を示す。